

○国土交通省令第三十三号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第十五条の二第一項及び道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条第一項第一号の規定に基づき、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

(一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例)
第十五条の四 法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)
- 三 (略)

(地方的な路線の基準)
第六十七条 道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定める地方的な路線の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 法第九条第一項の規定による運賃等の上限の設定又は変更の認可(事業の許可に伴うものを除く。)申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線に係る事業用自動車の総数が百五十両未満(同一の申請書による申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線が互いに接続する場合には、これらの路線に係る事業用自動車の総数の合計が百五十両未満)であること。

改正前

(一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例)
第十五条の四 法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)
- 三 (略)

(地方的な路線の基準)
第六十七条 道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定める地方的な路線の基準は、次の区分により、それぞれ当該各号に掲げるものとするものとする。

- 一・二 (略)
- 三 法第九条第一項の規定による運賃等の上限の設定又は変更の認可(事業の許可に伴うものを除く。)申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線の長さが二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が百両未満(同一の申請書による申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線が互いに接続する場合には、これらの路線の長さの合計が二百キロメートル未満)であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数の合計が

2 四・五
(略) (略)

2 四・五 (略)
百両未満)であること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十七条第一項の改正規定及び次項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する日前に国土交通大臣に対してされた道路運送法施行規則第六十七条第一項第三号に規定する認可の申請であつて、同日において認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。